

SNSを活用した若年層に向けた防災啓発業務委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、三重県（以下「甲」という。）が業務受託者（以下「乙」という。）に委託をして実施する「SNSを活用した若年層に向けた防災啓発業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

2 業務の目的

「令和2年度防災に関する県民意識調査（令和3年3月）」の結果によると、地域や職場の防災活動に参加した県民の割合が全体で46.2%であるのに対し、10～20代では32.2%にとどまっており、次代の地域の防災を担う防災人材を育成する観点から、若年層の防災意識の向上を図るとともに防災活動の実施を促すことは、喫緊の課題となっている。

そのため、本業務では、若年層のなかで情報収集のツールとして広く普及しているSNSを活用し防災啓発を実施することにより、若年層の防災意識の向上を図るとともに実際の防災活動の実施を促す。

3 業務の期間

本業務の履行期間は、契約締結の日から令和5年3月28日（火）まで

4 業務実施体制

(1) 業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員（後方支援者も含む）について、書面で報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とする。

(2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制を含む）を提出すること。連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とする。

(3) その他

業務担当者及び作業員は、本県庁舎内等において業務を遂行する際は、社員証等の乙であることが証明できるものを携帯すること。

5 業務の内容

(1) 若年層に対するSNSを活用した防災啓発活動の実施

若年層の防災意識の向上を図るとともに防災活動の実施を促すことを目的として、以下のとおりSNSを活用した防災啓発活動を実施すること。

①【防災啓発活動の主なターゲット層】

- ・ 県内の防災に関心を持ってこなかった若年層（10代後半～30代前半）

※あくまで啓発活動の内容を検討するうえで、より注目度や関心度を高めるべき対象としてターゲット層を示すものであり、実際に啓発活動を実施する際に他の年代層が対象に含まれても問題はない。

②【防災啓発活動実施のねらい】

- ・主なターゲット層の[1]防災意識の向上を図るとともに[2]防災活動の実施を促す。

[1]防災意識の向上を図る

三重県が運用する「防災みえ.jp」HPや「みえ防災・減災アーカイブ」等のコンテンツを活用し、主なターゲット層の防災意識を高めるためのSNSを活用した防災啓発の取組を行う。

《参考》「防災みえ.jp」HP及び「みえ防災・減災アーカイブ」の概要

●「防災みえ.jp」HP

三重県における各種防災情報を発信するためのポータルサイト

<URL><https://www.bosaimie.jp/>

●「みえ防災・減災アーカイブ」

三重県と国立大学法人三重大学において共同で設置している「みえ防災・減災センター」が管理している、三重県における過去の災害の記録等を閲覧できるコンテンツ

<URL><https://midori.midimic.jp/>

[2]防災活動の実施を促す

防災意識が向上した主なターゲット層による身近な防災活動（災害時の備蓄品の準備、居住地のハザードマップの確認、家具の固定等）の実施につなげるための取組を行う。

③【SNSの種類について】

- ・活用するSNSの種類については、若年層への影響力等を勘案して、事業実施に適したものを任意に選択すること。なお、複数の種類を複合して活用することも可能とする。

《参考》三重県が運営する防災情報発信のためのSNSアカウントの活用

SNSの活用に関して、三重県が運営している防災情報発信のためのSNSアカウントとして「防災みえ.jp」公式Twitter及び公式LINEがある。業務の実施上、必要がある場合は、同アカウントの活用も可能とするが、具体的なアカウントの運用方法については、甲と協議して決定するものとする。

④【事業実施後の自己評価等の実施】

- ・事業実施における成果や課題等について自己評価を行うとともに、その結果をふまえて、今後、甲が若年層に対して防災啓発を実施していく上での提案等について取りまとめを行い、後述の「業務完了報告書」の一部として甲に報告を行うこと。

(2) SNSを事業活用する上でのリスク管理の実施

本業務の実施に伴い、本業務との関連を装う偽アカウントの発生や攻撃的な投稿が行われた場合の対応など、SNSを事業活用する上でのリスク管理の手法を設定するとともに、実際にトラブルが生じた場合には、速やかに甲に報告し、必要な対応を行うこと。

6 提出書類等

(1) 提出書類

No.	名称	備考
1	業務計画書	契約後速やかに提出し、承認を得ること。
2	工程表	契約後速やかに提出し、承認を得ること。
3	業務実施体制	契約後速やかに提出し、承認を得ること。
4	打ち合わせ議事録等	打ち合わせ終了後速やかに提出すること。
5	業務完了報告書	業務完了後速やかに提出し、承認を得ること。
6	コンテンツ一式	履行期日までに納品すること。

(2) 提出先

三重県 防災対策部 防災企画・地域支援課

7 特記事項等

- (1) 乙は、本業務の実施過程で知り得た情報を甲の了解なく第三者に漏らしてはならない。
- (2) 乙は貸与物品及び本業務における成果物（中間成果物を含む。）については、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用しないこと。
- (3) 乙は、本仕様書に基づく作業により知り得た秘密を他に漏らし、また自己の利益のために利用しないこと。個人情報に関する利用等の侵害や漏洩等のないよう十分注意するものとする。このことは本業務の契約期間終了後においても同様とする。
- (4) 本業務の実施にあたり、第三者に与えた損害等は、その原因が専ら甲の責めに帰す場合を除き、すべて乙の負担とし、紛争が生じた場合、乙は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。
- (5) 本契約により発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって甲に譲渡されるものとする。また、乙は著作権を譲渡した著作物に関して、著作者人格権を行使しないものとする。
- (6) 乙は、第三者が権利を有する著作物を使用する場合には、著作権・肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
- (7) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害等の紛争が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら甲の責めに帰す場合を除き、乙は自らの責任と負担において一切の処理を行うこととする。
- (8) 甲は、契約締結後、乙が本仕様書に従わない場合は、その時点で契約を解除することがある。その場合は、当該時点において完了していない業務等のために要した費用は乙の負担とする。
- (9) 乙は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア. 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ. 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

- ウ. 甲に報告すること。
 - エ. 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより行程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、甲と協議を行うこと。
- (10) 乙が(9)のイ又はウの義務を怠ったときは、暴力団等排除措置要綱第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。
- (11) 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

8 その他

- (1) 乙は、本業務の実施の過程において甲から指示されたことについては、迅速かつ的確に実施するものとする。
- (2) 再委託を行う場合は、事前に甲の了解を取り付け、再委託先事業者の管理監督を行うこと。
- (3) 本委託業務における契約不適合責任は、契約終了の日から1年間とし、この間に契約不適合が発見された場合は、乙の責任において補修等を行うものとする。
- (4) 資料の収集等に要した費用、また甲への協力や、打合せ協議への出席に係る乙の旅費は、乙の負担とする。なお、新型コロナウイルス感染症に伴う外出自粛等により、甲乙の面談による打合せ協議等を開催することが困難な場合は、WEB会議等の代替手段を用いた会議環境を、乙が整えることとする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度甲と協議すること。